序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」(以下「ゆりかご」という。)は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたもので、本年度で5年目を迎えている。

ゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、児童養護を担う熊本県が、役割分担しながら進められ、熊本市が設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」(以下「当専門部会」という。)では、平成19年9月以降、おおむね3か月に1回、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施した。短期的検証の結果はそのつど報告し、さらに1年に1回、利用状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』(以下「県検証会議」という。)では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの利用事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。平成19年11月以来、審議を重ねた結果、平成21年11月26日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの~こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告~』(以下「県検証報告書」という。)として取りまとめられた。

平成 22 年 4 月 1 日、熊本市が新たに児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日までの検証を踏まえ、検証期間を平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの 2 年間 として、その期間に預け入れられた 30 事例について、四半期ごとの短期検証を行いながら、利用状況や背景・事情の分析を行い、課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成23年9月30日までの約5か年の期間における全81事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

検証にあたっては、県検証報告書からの継続性を図り、比較検証が可能となるように、県検証会議における検証方法を基本的に踏襲した。

なお、報告書本文では、表記上、県の検証期間(平成19年5月10日~平成21年9月30日) を第1期、今回の検証期間(平成21年10月1日から平成23年9月30日)を第2期とした。